

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令 (三三七)
- 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (三三八)
- 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (三三九)
- 関税法施行令等の一部を改正する政令 (三四〇)
- 輸出貿易管理令の一部を改正する政令 (三四一)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (三四二)
- 〔規 則〕
- 人事院規則一七〇 (管理職員等の範囲) の一部を改正する人事院規則 (人事院一七〇—一二七)

〔告 示〕

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
(政治資金適正化委六五、六六)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件 (同六七、六八)
- 日本国に帰化を許可する件
(法務四一八)
- 消費生活用製品安全法第十八条第一項の登録の更新を行った件
(経済産業二四八)
- 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件
(同二四九)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (東北地方整備局二三四)
- 都市計画に関する件
(近畿地方整備局一六七)
- 〔人事異動〕
- 内閣
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 九州地方整備局公示 (九州地方整備局)
- 国家試験
- 採用候補者名簿の有効期間の満了
(人事院)

〔公 告〕

- 裁判所
- 相統、失踪、除権決定、破産、再生
- 諸事項
- 関係
- 会社その他

本号で公布された法令のあらまし

- ◇公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令 (政令第三三七号) (公正取引委員会)
 - 審査局及び同局管理企画課の所掌事務並びに同局審査長の職務を変更することとした。(第四条、第一八条及び第一九条関係)
 - この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行することとした。
- ◇商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第三三八号) (法務省)

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律 (平成三〇年法律第二九号) の施行期日は平成三一年四月一日とすることとした。
- ◇商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (政令第三三九号) (法務省)
 - 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律 (平成三〇年法律第二九号、以下「改正法」という) の施行に伴い、漁船損害等補償法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うこととした。
 - この政令は、改正法の施行の日 (平成三一年四月一日) から施行することとした。
- ◇関税法施行令等の一部を改正する政令 (政令第三四〇号) (財務省)
 - 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定 (以下「日EU協定」という) における関税についての特別の規定による便益を適用する場合に締約国原産品申告書等に関する所要の規定を整備することとした。(関税法施行令第六一条関係)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百四十二号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第二十三条の八及び別表第二第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号中（182）を（183）とし、（145）から（181）までを（146）から（182）までとし、（144）の次に次のように加える。

(145) ニーフルオロー三ープロピル〔二・二・二・三ーテルフェニル〕ーカルボニトリル及び

これを含有する製剤

第二条第一項第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン四％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第四十七号の三を第四十七号の四とし、第四十七号の二の次に次の一号を加える。

四十七の三 三ー（ジフルオロメチル）ーメチルNー（三R）ー一・三ートリメチル二・三ージヒドロ一Hーインデンー四ーイル）ーHーヒラゾール四ーカルボキサミド及び

これを含有する製剤。ただし、三ー（ジフルオロメチル）ーメチルNー（三R）ー一・三ートリメチル二・三ージヒドロ一Hーインデンー四ーイル）ーHーヒラゾール四ーカルボキサミド三％以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第百号の十八を第百号の十九とし、第百号の十七を第百号の十八とし、第百号の十六の次に次の一号を加える。

百の十七 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第百一号の二の次に次の一号を加える。

百一の三 モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン六％以下を含有するものを除く。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号の三、第百号の十七及び第百一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十一年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三